

認証の詳細

<シューズ系ホイール付き走行ギア>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. プレス加工設備 (プレス加工した金属で本体を成形するものに限る)	1. 適切にプレス加工ができること。
2. 鋳物加工設備 (鋳物加工した金属で本体を成形するものに限る)	2. 適切に鋳物加工ができること。
3. 樹脂成形設備 (樹脂加工した金属で本体を成形するものに限る)	3. 適切に樹脂加工ができること。
4. 溶接加工設備 (溶接加工した金属で本体を成形するものに限る)	4. 適切に溶接加工ができること。
5. 組立設備	5. 適切に組立ができること。 (1) 本体の各部品をかしめなど適切な方法により締結加工できること。 (2) 本体にホイール、ベルト類、ブレーキ等を適切に取り付けることができること。
ただし、プレス加工、鋳物加工、樹脂加工、溶接加工の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該製造設備の一部又は全部を備えることを要しない。	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造試験設備	1. <ul style="list-style-type: none"> (1) 直径 50mm±2mm であって、長さ 75mm±5mm の試験円筒を備えること。 (2) 5mm 以上 12mm 以下のすき間を測定可能な通りゲージ等を備えること。
2. 摩擦抵抗試験設備	2. 摩擦抵抗試験装置（ステンレス鋼板、走行ギアの質量を測定するはかり、走行ギアに 400N の力を加えるための重すい等の設備及びプッシュプルゲージ等）を備えること。
3. 強度試験設備	3. <ul style="list-style-type: none"> (1) 引っ張り試験装置（専用靴を有するものにあつては 1000N 以上の力を、専用靴を有さないものにあつては 500N 以上の力を測定できる設備）を備えること。 (2) 振り子状試験装置（試験用の壁、角度計又は速度計を含む。）を備えること。 (3) 質量 10kg±0.1kg 及び又は質量 15kg±0.1kg の重すい及び長さ 150mm 以上及び又は 250mm 以上を測定できるスケール等を備えること。（ただし、幼児用のもののみを製造する者以外の者に限る）
4. 耐久性試験装置	4. <ul style="list-style-type: none"> (1) 走行耐久性試験装置（接線速度が毎秒 0.5m 以上で回転する直径 700mm±50mm のドラムに障害物を装着したもの、質量 20kg±0.1kg、質量 40kg±0.1kg 及び又は質量 60kg±0.1kg の重すい）を備えること。 (2) 推進機構耐久性試験装置（推進機構の動作力を測定できる装置、推進機構の動作力と同等の力、200N 以上の力、500N 以上の力及び又は 1000N 以上の力を加えることのできる装置）を備えること。（ただし、推進機構を有するものを製造する場合に限る。） (3) 推進機構以外の可動部耐久性試験装置（ただし、推進機構以外に可動部を有するものを製造する場合に限る。）
ただし、耐久性試験装置の試験技術の状況により試験	

<p>することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者に、定期的に当該試験を行わせている者にとっては、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	
---	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式分類	(1) 幼児用 (2) 子供用 (3) 一般用
専用靴	(1) 専用靴が装着済みのもの (2) 専用靴が装着済みでないもの
ブレーキ	(1) 進行方向前方のみにあるもの (2) 進行方向後方のみにあるもの (3) 進行方向前後にあるもの (4) 進行方向前後以外にあるもの
ホイールの数	(1) ホイール数が2以下のもの (2) ホイール数が3以上5以下のもの (3) ホイール数が6以上のもの
ホイールの配列	(1) ホイールの配列がすべて並列のもの (2) ホイールの配列がすべて直列のもの (3) ホイールの配列が並列と直列が混在したもの
フレーム等もっぱら強度を担う本体部品の材質	(1) 金属製のもの (2) 樹脂製のもの (3) その他のもの
推進機構	(1) 推進機構を有するもの (2) 推進機構を有さないもの
推進機構以外の可動部であって走行に際し使用者に体重による力の掛かる箇所（以下「特定可動部」という。）	(1) 特定可動部を有するもの (2) 特定可動部を有さないもの

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・ 材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
委託検査機関	<p>◆一般財団法人 日本文化用品安全試験所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用靴を有するもの 84,700 円（税抜 77,000 円） 幼児用のものは 1,100 円（税抜 1,000 円）加算 前方・後方ブレーキがあるものは、前後それぞれに別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） 推進機構があるものは別途加算があります。 33,000 円（税抜 30,000 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算があります。 33,000 円（税抜 30,000 円） ・ 専用靴を有さないもの 94,600 円（税抜 86,000 円） 幼児用のものは 9,900 円（税抜 9,000 円）減算 前方・後方ブレーキがあるものは、前後それぞれに別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） 推進機構があるものは別途加算があります。 	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p>

	<p>33,000 円（税抜 30,000 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算が あります。 33,000 円（税抜 30,000 円）</p>	
委託検査機関	<p>◆一般財団法人 ボーケン品質評価機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用靴を有するもの <p>66,000 円（税抜 60,000 円） 幼児用で専用靴に繊維を使用したものは 3,300 円（税抜 3,000 円）加算 幼児用で専用靴に繊維を使用しないものは 2,200 円（税抜 2,000 円）加算</p> 推進機構があるものは別途加算があります。 15,950 円（税抜 14,500 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算が あります。 19,800 円（税抜 18,000 円） ・専用靴を有さないもの <p>72,160 円（税抜 65,600 円） 幼児用のものは 4,400 円（税抜 4,000 円）加算</p> 推進機構があるものは別途加算があります。 15,950 円（税抜 14,500 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算が あります。 19,800 円（税抜 18,000 円） 	委託検査機関が案内 する方法によりお支 払い願います。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL:072(968)2226 FAX.072(968)2221</p>	
	<p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL : 06(6577)0124 FAX : 06(6577)0126</p>	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より3年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

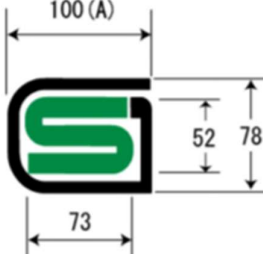
表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 1 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1 自社表示</p> </div> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 20mm 以上です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 か月ごとに表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。</p> <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	11 円/個 (税抜 10 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。 。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 2 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本車両検査協会</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2228 FAX. 072 (968) 2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03 (3829) 2515 FAX. 03 (3829) 2549</p>
	<p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構</p> <p><大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387</p> <p><名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗紡織技術檢驗有限公司 (中国) ・ 常州紡検檢驗有限公司 (中国) ・ 青島紡検檢驗有限公司 (中国) ・ SGS GSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Guangzhou Branch (中国) ・ SGS Vietnam Ltd. (ベトナム) ・ SGS (Thailand) Ltd. (タイ)

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
<p>一般財団法人 日本文化用品安 全試験所</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用靴を有するもの 84,700 円（税抜 77,000 円） 幼児用のものは 1,100 円（税抜 1,000 円）加算 前方・後方ブレーキがあるものは、前後それぞれに 別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） 推進機構があるものは別途加算があります。33,000 円（税抜 30,000 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算があり ます。 33,000 円（税抜 30,000 円） ・専用靴を有さないもの 94,600 円（税抜 86,000 円） ただし、 幼児用のものは 9,900 円（税抜 9,000 円）減算 前方・後方ブレーキがあるものは、前後それぞれに 別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） 推進機構があるものは別途加算があります。33,000 円（税抜 30,000 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算があり ます。 33,000 円（税抜 30,000 円） ・材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド 試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付くださ い。 ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合 性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合 もあります。 	<p>委託検査機関 が案内する方 法によりお支 払ください。</p>

一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	(2) 同等性確認検査 (①+②+③) ① 11 円/個 (税抜 10 円/個) ② ロットの大きさ毎の額 ロット数 検査料 650 以下 14,300 円 (税抜 13,000 円) 651~1,600 17,600 円 (税抜 16,000 円) 1,601~4,000 24,200 円 (税抜 22,000 円) 4,001~10,000 30,800 円 (税抜 28,000 円) ③ 同等性確認検査に要する旅費 (委託検査機関の規程 に基づく額)	委託検査機関 が案内する方 法によりお支 払いくださ い。
---------------------------	--	---

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人 ボークン品質評 価機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用靴を有するもの 66,000 円（税抜 60,000 円） 幼児用で専用靴に繊維を使用したもの 3,300 円（税 抜 3,000 円）加算 幼児用で専用靴に繊維を使用しないものは 2,200 円 （税抜 2,000 円）加算 推進機構があるものは別途加算があります。 15,950 円（税抜 14,500 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算があり ます。19,800 円（税抜 18,000 円） ・ 専用靴を有さないもの 72,160 円（税抜 65,600 円） 幼児用のものは 4,400 円（税抜 4,000 円）加算 推進機構があるものは別途加算があります。 15,950 円（税抜 14,500 円） 推進機構以外の可動部があるものは別途加算があり ます。19,800 円（税抜 18,000 円） ・ 材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド 試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付くださ い。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合 性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合 もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査 (①+②+③)</p> <p>① 11 円/個（税抜 10 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="511 1501 1128 1753"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650 以下</td> <td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>20,900 円（税抜 19,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>29,700 円（税抜 27,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>38,500 円（税抜 35,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規 程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）	651～1,600	20,900 円（税抜 19,000 円）	1,601～4,000	29,700 円（税抜 27,000 円）	4,001～10,000	38,500 円（税抜 35,000 円）	委託検査機関が 案内する方法に よりお支払いく ださい。
ロット数	検査料											
650 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）											
651～1,600	20,900 円（税抜 19,000 円）											
1,601～4,000	29,700 円（税抜 27,000 円）											
4,001～10,000	38,500 円（税抜 35,000 円）											

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 1 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="836 703 1101 961" style="text-align: center;"> </div> <p>図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 20mm 以上です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更

2026/4/1 : 検査機関変更